鳥取県告示第107号

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第25条第3項の規定に基づき、次のとおり特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により告示する。特定非営利活動法人の変更後の定款並びに当該定款の変更の日の属する事業年度及び翌事業年度の事業計画書

及び収支予算書は、平成24年4月16日までの間、インターネットを利用する方法により公衆の縦覧に供する。

平成24年2月24日

鳥取県東部総合事務所長 岡 村 俊 作

- 1 申請のあった年月日平成24年2月16日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称 NPO法人Clam
- 3 申請に係る特定非営利活動法人の代表者の氏名 西村 保彦
- 4 申請に係る特定非営利活動法人の主たる事務所の所在地 鳥取市杉崎601-2
- 5 申請に係る特定非営利活動法人の定款に記載された目的 この法人は、支援が必要な障がい者及びその家族、高齢者に対し、職業能力開発、実施活動の場と機会、及 び交流の場を提供し、自立と福祉の増進に寄与するとともに、地域の活性化に寄与する事を目的とする。
- 6 定款の変更事項特定非営利活動に係る事業